

地域未来投資促進税制 について

Q

お客様からのご質問

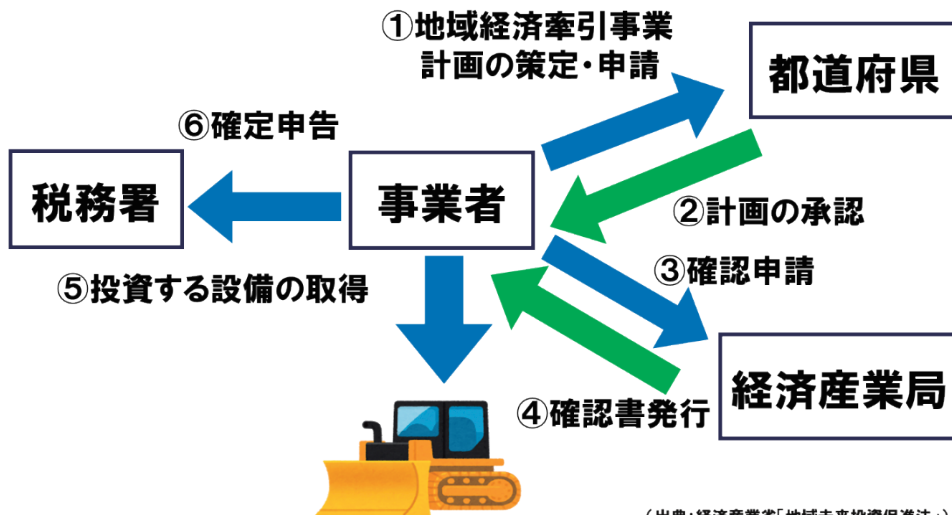
私はコマツの社員です。

先日、お客様から『地域未来投資促進税制』という設備投資の優遇税制があるとお聞きしました。一体どのようなものなのでしょうか？

A

キド先生からの回答

地域未来投資促進税制は、地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行った場合に、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大6%）の適用を受けることができる制度です。具体的な手続きの流れは次の通りです。



キド先生からのコメント

上記の税制を適用するためには、上図の①・②「都道府県知事による地域経済牽引事業計画の承認（申請先：都道府県）」を受けた上で、上図の③・④「国（主務大臣）による課税特例の確認（申請先：地方経済産業局）」を受ける必要があります。詳しくは顧問税理士にご確認ください。

